退職所得等の分離課税に係る
市民税・県民税納入申告書様式について

マイナンバー法により、納入申告書へ法人番号（個人事業主の場合は、個人事業主のマイナンバー）の記載が必要です。

このため、**個人事業主で退職所得等の分離課税に係る市民税・県民税の納入申告をされる場合は、個人情報保護のため、右の「退職所得等の分離課税に係る市民税・県民税納入申告書」を御使用いただき、直接富士市へ御提出くださいますようお願いいたします。**（法人番号をお持ちの事業所様は、従来のように、納入書裏面の退職所得の納入申告書を御使用ください。）

●提出方法

	様　式	記載番号	提出先
個人事業主	右の納入申告書	個人番号	富士市
法　人	納入書裏面	法人番号	金融機関

御使用の際は右記様式を複写してお使いください。

なお、必要項目の記載がされている場合は、貴事業所の独自様式で御提出いただいても構いません。

※納入申告書の下段「個人番号」は、「個人事業主」のマイナンバーです。
退職者のマイナンバーではありません。
※提出の際には、本人確認が必要となります。

（右記様式を複写して使用してください。）

退職所得等の分離課税に係る　市民税／県民税　納入申告書

富士市長　宛て	(1)　年　月分	(2) 人員	人
年　月　日提出	(3)　退職者氏名及び１月１日の住所		
(4)　退職手当等支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		
(5)　特別徴収税額　市民税			
(5)　特別徴収税額　県民税			

地方税法第50条の５及び第328条の５第２項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

（特別徴収義務者）〒 住所又は所在地 氏名又は名称	（受付印）
個人番号	

退職者の内訳

1	1月1日の住所	富士市		
	氏　名		区分	一般・障害
	勤続年数　年	退職手当等の金額		円
	特別徴収税額	市民税　円	県民税	円
	前に受けた退職手当等の金額			円

2	1月1日の住所	富士市		
	氏　名		区分	一般・障害
	勤続年数　年	退職手当等の金額		円
	特別徴収税額	市民税　円	県民税	円
	前に受けた退職手当等の金額			円